

介護職員等特定処遇改善加算に基づく取組について

□介護職員処遇改善加算並びに介護職員等特定処遇改善加算の取得状況

○介護職員処遇改善加算

- ・通所リハビリテーション …介護職員処遇改善加算(Ⅰ)
- ・グループホームはまゆう …介護職員処遇改善加算(Ⅰ)

○介護職員等特定処遇改善加算

- ・通所リハビリテーション …介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)
- ・グループホームはまゆう …介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)

□賃金以外の処遇改善に関する具体的な取組内容

○資質の向上

- ・毎月多くの研修を行いながら、スタッフの資質向上に努めている。また、クリニック外での研修も企画を行っている。
- ・研修については受講料の補助を実施している。

○労働環境・処遇の改善

- ・介護ソフトを使用し、情報共有や記録業務の負担軽減を行っている。
- ・介護職員の腰痛対策を含む負担軽減のため移乗ボードや移乗シート、移乗しやすい車いす等を導入済である。
- ・子育てと仕事の両立を目指す者のため多様な勤務時間を設定している。
- ・月1回リーダー会議、全体会議や医療安全会議を実施しており、職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善を行っている。
- ・事故対策委員会を設置し事故防止マニュアル、事故対応マニュアルを作成している。
- ・敷地内禁煙である。

○その他

- ・中途採用者(他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等)でも働きやすい勤務シフトの配慮を行っている。
- ・地域行事への参加や施設での行事を通して児童、生徒や住民との交流を図っている。
- ・職員の増員による業務負担の軽減を行っている。
- ・非正規職員から正規職員への転換等を実施している。